

# 県の取組＜人材確保・育成・体制充実（概要版）＞

## 保健所・精神保健福祉センターの体制強化

多様な地域の健康課題への対応と、市町支援の強化を図るための体制整備を図る。

### 保健所

二次機関として、相談対応、困難ケースへの支援、事例検討等を通して市町支援の強化を図る。

#### 沿岸保健所への保健師適正配置

市町支援については、保健所・精神保健福祉センターで行っていく必要があることから、今後必要な業務やこれまでの心のケアセンターの職員配置等を考慮し、保健所職員の適正な配置を検討していく必要がある。

#### 精神保健福祉士の採用・配置

現在、県では精神保健福祉士の採用は行っていないが、震災後、保健師の業務量が急増していること、県も保健師の採用予定者数を確保できないことなどから、医療や福祉なども理解し、保健師の活動と連携・協力して対策を進められる精神保健福祉士の採用を検討していく。

#### トレーナー保健師の配置

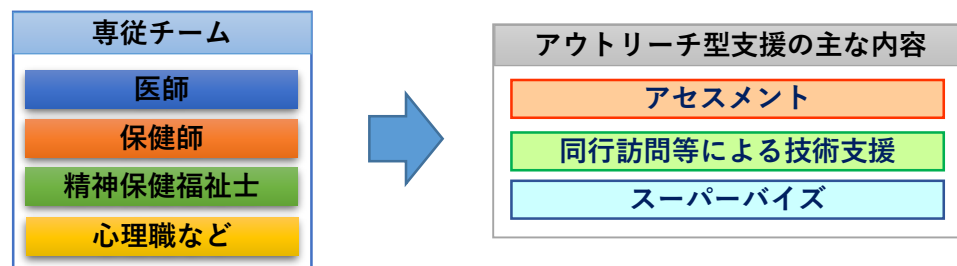
保健所において、退職保健師が育成トレーナーとなって、採用後概ね3年以内の新任期の保健師が行う家庭訪問等の地域保健活動に同行し、実際に業務の状況を確認しながら、必要な助言等を行う。

#### トレーナー・代替保健師等に要する経費に対する補助



### 精神保健福祉センター

三次機関として、市町や保健所への支援の強化を図るためのアウトリーチによる支援者支援の体制を整備する。



アウトリーチ型支援のため、医師、保健師、精神保健福祉士等による専従チームを配置する。

## 市町における人材確保・育成支援

市町においては、一次機関として、住民からの相談対応に当たるとともに、地域課題に応じた精神保健福祉活動を展開していくための体制強化を図る必要があり、県として支援を行う。

### 市町の心のケアに係る人材の育成支援

#### 保健所、精神保健福祉センターからの支援の強化

保健所及び精神保健福祉センターの体制強化を図り、同行訪問や事例検討、スーパーバイズ等の支援を通して、支援技術の向上や事業の充実を支援する。

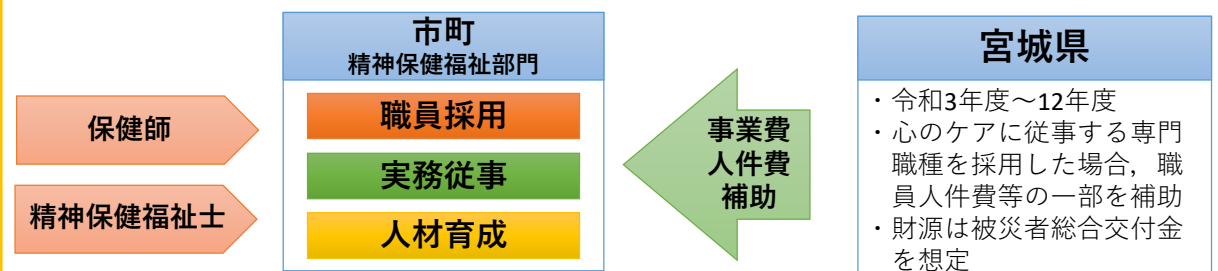
#### 人材育成体制への支援

市町において採用した新人保健師を対象としたトレーナー保健師の導入支援等の心のケアに係る人材育成支援を行う。

### 市町の人材確保への支援

#### 市町の心のケアに係る人材確保への支援スキーム（案）① ＜財政支援＞

心のケアセンター終了後の円滑な地域精神保健福祉活動への移行に向け、市町において心のケアに取り組む人材の確保及び育成を行う場合に財政的支援を検討する。



#### 市町の心のケアに係る人材確保への支援スキーム（案）② ＜人的支援＞

基本は市町が職員採用により必要な人材を確保することとなるが、地域によっては保健師等の専門職種について募集は行うものの応募が少ない又は採用に至らず、人材を確保できない状況にあることから、独自に確保が難しい市町については、県による人材の確保及び育成についても検討する。

### 県の人材確保スケジュール

